

令和7年度 第1回 岐阜県内水面漁場管理委員会 議事録

1. 開催日時

令和7年5月23日(金) 13:30~13:50

2. 開催場所

県庁17階 1704会議室

3. 出席者

委員の定数 13名

出席委員 10名

4. 議題

議題1号 岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について

議第2号 遊漁規則の一部変更について(諮問)

議第3号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について

5. 議事の経過

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発言内容
開 会	
事 務 局	本委員会定数13名中10名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第6条で定める「過半数の出席」を満たしている。
議第1号 岐阜県内水面漁場管理委員会の書記の任免について	
事 務 局	岐阜県内水面漁場管理委員会事務規定第3条第3項の規定「書記は、委員会で任免する。」に基づく書記の任免である。 書記から藤井亮吏、神子高弘彪を解任し、景山哲史、下村雄志を任命する。任免理由は県の人事異動によるものである。
原案のとおり可決された。	
議第2号 遊漁規則の一部変更について（諮問）	
事 務 局	<p>漁業法第170条第4項に基づき岐阜県知事から内水面漁場管理委員会に諮問されたものである。</p> <p>遊漁規則の変更については、漁業法第170条第5項の規定により、「遊漁を不当に制限するものでないこと」及び「遊漁料の額が増殖及び漁場管理の費用に比して妥当なものであること」が認可要件である。</p> <p>今回申請のあった漁協の遊漁規則の変更は、8つである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内共第16、18号 長良川中央漁協 変更内容：ガリの使用可能区域及び期間の変更 条ズレの修正 ・内共第17号 郡上漁協 変更内容：友釣の規模変更 文言、条ズレ等の修正 ・内共第32号 馬瀬川上流漁協 変更内容：友釣の規模変更 文言、条ズレの修正 ・内共第8号 根尾川筋漁協 変更内容：たも網の規定 友釣、毛針釣の規模変更 友釣りール可能区域の追加 禁止区域及び禁止期間の変更 釣り専用区の期間延長及びルアー釣、友釣可能区域の追加 遊漁料改定 文言の修正 ・内共第26号 恵那漁協 変更内容：たも網の規定 文言、条ズレの修正

	<ul style="list-style-type: none"> ・内共第27号 飛騨川漁協 変更内容：たも網の規定 ・内共第31号 馬瀬川下流漁協 変更内容：たも網の規定 文言、条ズレ等の修正 ・内共第39、40号 高原川漁協 変更内容：たも網の規定 文言、条ズレ等の修正 <p>行使規則も同様に変更することとしており、遊漁を不当に制限するものではなく、遊漁料の額についても増殖及び漁場の管理の費用に比して妥当なものであると考える。</p>
会 長	議第2号について何か意見はあるか。
意見なし	
会 長	議第2号について「意見及び異議なし」で答申してよろしいか。
異議なし	
会 長	議第2号について「意見及び異議なし」で答申することとする。
議第3号 揖斐川上流部における採捕禁止に係る委員会指示の適用除外について	
事 務 局	<p>揖斐川上流部に適用されている水産動物の採捕禁止に係る委員会指示について、水産資源の繁殖保護に資する調査研究のための適用除外申請があったため、その是非について審議するものである。</p> <p>申請は独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所である。</p> <p>採捕した魚類については、測定後すべて元の場所に放流することとしており、水産資源に悪影響を与えるものではないことから、当該調査を指示事項の適用から除外し、申請のとおり認めることとするのが妥当と考える。</p>
会 長	議第3号について何か意見はあるか。
委 員	委員会指示前の揖斐川上流部における水産資源の状況について把握しているか。
事 務 局	揖斐川上流部における採捕禁止は、指示をした当時、密漁が横行していたことから、資源保護の観点から指示したものである。委員会指示前の資源状況の詳細については把握していない。なお、調査報告によると、資源量は概ね横ばいからやや増加傾向にあるとのこと。
委 員	10年後、20年後を見据えたときに、自由漁場となる場所が県内でも散見されるようになると想定するが、同様に委員会指示による採捕禁止を検討することとなるのか。
事 務 局	本来、恒久的に水産資源を保護するのであれば、漁業調整規則に規定すべきであるが、県の方針としては原則、県内漁場は漁業権者に適切に

	管理していただくことが理想と考えている。そのため、当該地についても漁業権者として手が挙がった場合に、速やかに対応できるようにするため、現在は委員会指示と言う形で対応している。
委員	承知した。
会長	議第3号については原案のとおり決定してよろしいか。
異議なし	
会長	議第3号については原案のとおり決定することとする。
閉会	